

各種健診等における肝機能検査

	政管健保	安衛法	老人保健法
	一般健診	健康診断	基本健康診査
対象者	35歳以上の被保険者, 40歳以上の被扶養配偶者	労働者	40歳以上の住民
GOT	○	■	○
GPT	○	■	○
γ-GTP	○	■	○

○ 必須項目

■ 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては医師の判断に基づき選択的に

実施する項目

※ なお、政管健保の一般健診、老人保健法の基本健康診査については、肝炎ウイルスに関する検査については、肝機能異常の指摘を受けた者等に対して本人の希望により行われている。

C 型 肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 の 概 要

検診名	老人保健事業における肝炎ウイルス検診	政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業	保健所における特定感染症検査等事業
対象者	<p>○節目検診 老人保健事業の健康診査の対象者のうち、40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の者を対象</p> <p>○節目外検診 上記以外の老人保健事業の健康診査の対象者のうち、</p> <p>①肝機能異常を指摘されたことのある者 ②広範な外科的処置又は妊娠・分娩時の多量出血の経験がある者であって、定期的に肝機能検査を受けていない者 ③基本健康診査で GPT 値により要指導とされた者</p>	<p>○一般健診を受診する次のいずれかに該当する者（過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある者を除く）のうち希望者</p> <p>①35歳以降5歳間隔の者 ②広範な外科的処置又は妊娠・分娩時の多量出血の経験がある者 ③肝機能異常を指摘されたことのある者 ④一般健診で GPT 値が 36 以上であった者 ※③・④は一般健診の結果を受けて実施</p>	<p>○性感染症検査又は HIV 抗体検査を受ける者のうち、同時にウイルス性肝炎（B型、C型）検査を希望する40歳以上の者</p>
受診機関	次のいずれかの方法 ・市町村が自ら公民館等で実施 ・市町村が個別に医療機関等に委託して実施	地方社会保険事務局が契約している政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施機関	保健所等
実施主体	市町村	政府管掌健康保険	都道府県、政令市、特別区
費用負担	市町村が個別に設定	一般健診 6,720 円 肝炎ウイルス検査 750 円	無料
実績	H14 : 1,923,480 人 H15 : 1,830,270 人	H14 : 232,899 人 H15 : 190,106 人	H14 : 21 都府県、9 政令市、2 特別区
留意事項		健診申込書は、現行事業主経由であるが、今回、臨時要綱を発出し、受診希望者が受診しやすいよう直接（財）社会保険健康事業財団都道府県支部に申し込む取扱いとした	本事業ではC型肝炎ウイルス検査単独の実施は補助の対象としていないが、一般的には地方公共団体の自主事業として別途実施

上記のほか、以下の健康診断等がある。

①被保険者及び被扶養者を対象に健康保険組合が実施する健康診査（問合せ先：各健康保険組合）

②労働者を対象に職域において実施する健康診断（問合せ先：各都道府県労働局）

また、各医療機関においてC型肝炎ウイルス検査を実施するところもあり、医師の診察により、肝炎の感染が疑われる場合には、医療保険が適用される。